

令和2年6月19日

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部本部長 様

京都市都市計画局建築指導部  
建築安全推進課長

建築基準法違反に係る情報提供等について

平素は、本市建築行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記の建築物については、建築基準法第9条第1項に基づき、本市が是正措置命令を発出しておりますが、複数の不動産事業者からお問合せをいただいておりますので、改めて情報提供をさせていただきます。

つきましては、当該物件を仲介等される際は、相手方に対して重要事項説明等の機会も御活用いただき、当該物件は違反を是正する必要がある旨を御説明いただくことについて、貴団体会員の皆様にお知らせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当該物件につきましては、命令した旨の標識を現地に設置しておりますが、当該標識が度々撤去される事態が発生していることから改めて情報提供させていただきますこととしたものです。

記

1 建築物の所在地、用途及び構造

- (1) 所在地 京都市東山区松原通広道東入清水四丁目148番地24
- (2) 用途 一戸建ての住宅
- (3) 構造 木造瓦葺2階建（登記上の表記による。）

2 命令年月日

平成29年6月2日

（命令の詳細は、本市インターネット版公報（平成29年6月15日付け）

[https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/bunshyo/kouhou/h2906/0615/0615\\_13.pdf](https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/bunshyo/kouhou/h2906/0615/0615_13.pdf)

を御参照ください。）

【お問合せ先】

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
(分庁舎2階)

担当：指導第二係 木下，米澤

電話：075-222-3613